

とちぎメディカルセンター病院給食業務委託仕様書

1. 委託名称

とちぎメディカルセンター病院給食業務委託

2. 委託者

一般財団法人 とちぎメディカルセンター(以下「委託者」とする)

3. 委託業務実施施設(新築・増築後)

1) 第1病院(仮称)内

急性期 総病床307床 7病棟

2) 第2病院(仮称)内

回復期・慢性期 総病床250床 7病棟

3) 介護老人保健施設内(総合保健医療支援センター(仮称)に併設)

100床規模

4) セントラルキッチン(総合保健医療支援センター(仮称)に併設)

4. 委託事業の前提条件

1) 平成28年4月1日～平成31年3月31日(3年間)

※平成28年4月1日以前に生じる準備費用は別途協議する。

2) ニュークックチルを基本とする院外調理システムにて運営する。

3) 委託者がセントラルキッチンを新設し、建物施設は受託者に無償貸与する。

4) 受託者はセントラルキッチンの厨房設備使用料を負担する。

① セントラルキッチン厨房設備使用料 年額2,760万円(月額賃料 230万円)

② 使用料の根拠はセントラルキッチン投資額に対する減価償却費相当分より算出
(前回公募条件では厨房設備費用は受託者負担)

5) 現在給食事業に従事する職員を、在籍出向者として受託者が受け入れる。

① 目的は雇用の維持及び病院給食に従事する能力を活用するため

② 給食事業に従事する職員の人件費の目安は約 1億 6,500万円

参考情報【現状の人件費概算】

・病院所属職員人件費 約 1億円(正職員18名 パート10名)

・現在の委託事業者人件費 約 6,500万円(正社員15名 パート6名)

5. 委託業務

1) 業務の委託にあたっては、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」

(平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知)の第3及び「病院診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)を遵守する。

- 2) 委託者と受託者の業務分担については別表の「業務内容分担表」によるものとする。
- 3) 委託業務遂行に必要な経費の負担区分は、別記の「経費負担区分表」の通りとする。

6. 委託料の考え方

- 1) 1日当りの給食予定食数は以下の通りとする。(年間予定数は365日を乗ずる)

施設名	1日当りの患者食数	1日当りの職員食数
第1病院	580食	200食
第2病院	470食	130食
介護老人保健施設	190食	30食
合計	1,240食	360食

※ただし、以下の年間予定配食数は、当初の予算食数であり、病床稼働率等により、変更となる可能性もある。

- 2) 1食あたりの単価の目安

- ①患者食1食640円 職員食1食500円 老健食1食460円を目安とする。
- ②人員の在籍出向等の条件も付していることを勘案し、上記を上回る単価での提案も可とする

7. 業務遂行上の留意点

- 1) 受託者は業務遂行上の民法、商法その他法律に規定された事業主としての責任を全て負うこととする。
- 2) セントラルキッチンには運営責任者を配置し、サテライトキッチンにはそれぞれ責任者を配置する。また、各施設において業務に支障のないような人員配置とすること。
- 3) 運営責任者は病院給食業務に5年以上の経験を有し、管理栄養士の資格をもつ者とし、出向者から選任することを前提とする。なお、管理栄養士は、地産地消や行事食、季節感を考慮した献立を考えること。
- 4) 受託者は従事者(出向者含む)の労働安全衛生の確保に十分配慮すること。
- 5) 受託者は、従事する者の定着、人材確保に努め、頻繁に退職が発生しないようにする。やむを得ず退職となる場合は委託者に事前報告する。なお、業務が安定しても、大幅な人員変更は行わないこと。
- 6) 委託者が従事者を業務遂行上不適当と認めた場合は、協議の上適切な対応を行う。
- 7) 患者サービス向上のためにも調理技術の教育訓練を継続して実施するとともに、患者の声を献立に反映すること。

- 8)業務遂行上にて知り得た個人情報及び職務上の情報、患者並びに職員に関する情報について、これを第三者に漏洩し又は他の目的に利用してはならない。
- 9)業務従事中は、調理室内に関係者以外の者を立ち入らせないとともに、業務に不要なものは持ち込ませない管理体制をとること。
- 10)大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守し衛生管理に万全を尽くすこと。
- 11)HACCPに対応できる調理工程とすること。

8. 委託料の請求及び支払

- 1)月末締め、翌月末払いとする。
- 2)請求金額は、原則として、1ヶ月間の延食数に1食契約単価を乗じた金額とする。
- 3)請求する食数について
 - ①オーダーリングシステム及び給食管理システムによって集計される1ヶ月の合計食数とする。また、検食・保存食・付添食・職員食・託児所給食・人間ドック給食等も含めて請求できるものとする。
 - ②濃厚流動食や栄養補助食品のみ提供した場合も、食事と併用した場合も1食として換算する。
 - ③非常食・トロミ剤の経費は受託者負担とする。

9. 設備の貸与及び保守管理

- 1)委託者は病院・介護老人保健施設の調理室使用を受託者に許可し、設備・備品を無償貸与する。
- 2)病院・介護老人保健施設の調理室及び備品は、修理等の必要が生じたときには委託者に申し出、その都度協議するものとする。
- 3)委託者は受託者にセントラルキッチンの建物施設を無償で、セントラルキッチンの厨房設備は有償で貸与する。
- 4)委託者の資産であるセントラルキッチンの建物施設及び厨房設備・備品類に関しては、受託者が責任を持って保管管理する。

10. 契約の解除

- 1)委託者が受託者に対し、業務遂行において再三の改善注意・勧告を行ったにもかかわらず、改善されない場合。(契約不履行)
- 2)契約期間中に下記の一つでも該当した場合には契約解除することができるものとする。
 - ①委託業務を第三者に譲渡した場合
 - ②委託業務の遂行を他人に委託し請負させた場合
 - ③民事再生適用申請、破産宣告等を行った場合

④暴力団が関与していることが判明した場合

11. 業務代行保証

- 1) 受託者は、火災、労働争議、業務停止等何らかの事情により業務の全部又は、一部が遂行困難となった場合、あらかじめその業務代行者を指定し、業務が滞ることが無い様万全を期すこと。
- 2) 業務代行保証者と代行保証内容等について記載した契約等、その証明書類を提出すること。

12. 業務の引継ぎ

受託者は本契約が終了した場合、業務に支障のない範囲で確実に業務を引き継ぎ、それに要する費用は受託者の負担とする。

13. その他

- 1) 今後行われる病院施設の新築・増築・改築、各種のシステム更新などにより業務の内容変動が生じた場合や仕様書に記載のない事項は別途双方協議の上決定する。
- 2) 業務実施に必要と思われる許可証等の証明書類がある場合は、提出書類とともに1部写を提出すること。